

# 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会設置要綱

## (目 的)

第1条 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動（以下、「食べきり運動」という。）」の趣旨に賛同する普通地方公共団体（以下、「自治体」という。）により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）」を設置する。

## (事 業)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 「食べきり運動」の普及・啓発
- (2) 「食べきり運動」に関する取組みや成果の情報共有および情報発信
- (3) 前項のほか、食品ロス削減に関する取組みや成果の情報共有および情報発信
- (4) 国、民間団体、事業者等との連携および協働
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## (構 成)

第3条 協議会の会員は、第1条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治体とする。

## (参 加)

第4条 会員として協議会に参加しようとする自治体は、参加届（様式第1号）を事務局に提出するものとする。

## (脱 退)

第5条 脱退しようとする会員は、脱退届（様式第2号）を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

## (役 員)

第6条 協議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、総会において選任する。
- 3 会長は、協議会を代表する。
- 4 会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (総 会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、原則として毎年1回開催する。

- 5 総会は、必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 6 総会は、会員過半数の出席により成立し、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。
- 7 第4項の規定により、書面で総会を実施する場合は、書面による議決権を行使した会員は、出席者とみなすものとする。
- 8 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(総会の審議事項)**

第8条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 協議会での実施事項
- (2) 役員を選任
- (3) 要綱の変更
- (4) その他、協議会の運営に関する重要事項

#### **(幹事会)**

第9条 協議会に幹事会を設置することができる。

#### **(事務局)**

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、福井県安全環境部循環社会推進課に置く。

#### **(その他)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

1 この要綱は、平成28年10月10日から施行する。

## 参加届

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に、会員として参加します。

年 月 日

自治体名

代表者名

連絡先

担当課名	
担当者名	
電 話	
メ ー ル	

## 脱 退 届

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会から、  
脱退いたします。

脱退理由：

年 月 日

自治体名

代表者名

連絡先

担当課名	
担当者名	
電 話	
メ ー ル	